

# 平成24年7月1日から、金沢市受付分の 建築確認申請手数料が変わります。

## 改定の趣旨

建築確認申請に係る手数料は平成11年より据え置いてきましたが、この間、建築基準法の改正などにより審査項目が大幅に増え、確認審査に係る時間が大幅に増えました。このため今回、下表のとおり手数料の改定を行うこととなりました。皆様のご協力とご理解をお願いします。

## 改定時期

平成24年7月1日申請分より改正手数料を適用します。

平成24年7月1日以降に確認申請・計画変更の申請を窓口に出された場合は、改定後の手数料の適用となります。なお、中間検査・完了検査に係る手数料額は従前どおり変更ありません。

## 改正点

建築物の構造を考慮に入れ、項目区分を2種類に細分化します。

建築確認申請	平成24年 6月30日まで	平成24年7月1日から	
		構造計算 無	構造計算 有
0㎡ < 延べ面積 30㎡	5,000円	5,000円	22,000円
30㎡ < 延べ面積 100㎡	9,000円	9,000円	31,000円
100㎡ < 延べ面積 200㎡	14,000円	14,000円	46,000円
200㎡ < 延べ面積 500㎡	19,000円	19,000円	70,000円
500㎡ < 延べ面積 1000㎡	34,000円	34,000円	78,000円
1000㎡ < 延べ面積 2000㎡	48,000円	48,000円	100,000円
2000㎡ < 延べ面積 10000㎡	140,000円	140,000円	220,000円
10000㎡ < 延べ面積 50000㎡	240,000円	240,000円	360,000円
50000㎡ < 延べ面積	460,000円	460,000円	670,000円
建築設備(昇降機等)	9,000円	14,000円	
工作物	8,000円	15,000円	
建築設備(昇降機等) 計画変更	5,000円	7,000円	
工作物 計画変更	4,000円	7,000円	

計画通知に係る手数料も上記と同額の審査手数料を徴収します。

構造計算適合性判定を要する場合は、別途判定手数料が必要となります。

### 【計画通知に係る各種手数料】

計画通知、中間検査、完了検査、仮使用承認、許可の申請に係る手数料が有料となります。

平成24年7月1日以降に計画通知にかかる上記の申請を窓口に出された場合には、手数料が有料となります。

【問い合わせ先】 金沢市都市整備局定住促進部建築指導課  
Tel:076-220-2326 Fax:076-220-2134

計画通知・確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

床面積の合計等	計画通知・確認申請		中間検査 通知・申請	完了検査 通知・申請	
	構造計算 を要しない	構造計算 を要する			
30㎡ 以内	5,000円	22,000円	9,000円	10,000円	(9,000円)
30㎡ を超え 100㎡ 以内	9,000円	31,000円	11,000円	12,000円	(11,000円)
100㎡ " 200㎡ "	14,000円	46,000円	15,000円	16,000円	(15,000円)
200㎡ " 500㎡ "	19,000円	70,000円	20,000円	22,000円	(21,000円)
500㎡ " 1,000㎡ "	34,000円	78,000円	33,000円	36,000円	(35,000円)
1,000㎡ " 2,000㎡ "	48,000円	100,000円	45,000円	50,000円	(47,000円)
2,000㎡ " 10,000㎡ "	140,000円	220,000円	100,000円	120,000円	(110,000円)
10,000㎡ " 50,000㎡ "	240,000円	360,000円	160,000円	190,000円	(180,000円)
50,000㎡ を超えるもの	460,000円	670,000円	330,000円	380,000円	(370,000円)
工 作 物	15,000円			9,000円	
" の確認後の計画変更	7,000円				
昇降機・建築設備	14,000円			13,000円	
" の確認後の計画変更	7,000円				

中間検査を行った建築物の完了検査通知・検査申請手数料は( )内の金額となります。

構造計算適合性審査手数料は、別途必要です。

床面積の合計は、次によります。

**計画通知・確認申請** 新築・増築・改築 : これらに係る部分の床面積  
 移転・大規模な修繕・大規模な模様替・用途の変更 : これらに係る部分の床面積の1/2

**計画変更計画通知・確認申請** 新築・増築・改築 : 計画変更に係る部分の床面積の1/2  
 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)  
 移転・大規模な修繕・大規模な模様替・用途の変更 : 計画変更に係る部分の床面積の1/2

**完了検査通知・完了申請** 新築・増築・改築 : これらに係る部分の床面積  
 移転・大規模な修繕・大規模な模様替 : これらに係る部分の床面積の1/2  
 (用途変更のみの場合は、工事完了届(手数料不要)を提出してください。) 法第87条

仮使用承認申請手数料 : 120,000円 用途変更に係る完了届については無料です

許可申請・仮使用承認手数料は、計画通知物件も必要です。